

平成 22 年 11 月 10 日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部

TEL.03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤のが見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P125	問題 23 肢工解説	妥当ではない。	妥当である。取消訴訟の対象となる。
P137	問題 29 肢ア解説	妥当である。	妥当ではない。土地区画整理事業の計画の公告は、処分性が否定されない。
P125 及び P137 解答変更の理由について		<p>都市計画事業の事業計画の決定について、平成 20 年 9 月 10 日(最高裁判所大法廷 判決)により、従来、処分性を有しないとされていた「土地区画整理事業の計画の公告」には、「処分性がある」という判決が出されました。</p> <p>市町村が土地区画整理事業を施行しようとする場合、施行規定及び事業計画を定めませんが、事業計画が定められたときは、その公告が行われます。</p> <p>公告が行われると、換地処分公告がある日まで、施行地区内においては、事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更や工作物の新築などを行うためには、都道府県知事の許可が必要となり、違反した場合には、都道府県知事から原状回復を命じられたり、刑罰を科される場合があります。</p> <p>このように、事業計画が決定されると、当該土地区画整理事業の施行によって、施行地区内の宅地所有者等の権利に、どのような影響が及ぶのか、一定の限度で具体的に予想が可能となります。</p> <p>また、事業計画が決定されると、特段の事情のない限り、具体的に事業が進められ、その後、換地処分が当然に行われます。</p> <p>つまり、施行地区内の宅地所有者等は、事業計画の決定がされることによって、各種の規制を伴う事業の手続きに従って、換地処分を受けるべき地位に立たされ、法的地位に直接的な影響を生ずるべきものとの判断が下されました。</p> <p>したがって、事業計画の適否を争う場合に、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性がある、と考えられます。</p> <p>したがって、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、「抗告訴訟の対象となる行政処分」に当たる。」と本判例では判断され、従来の判決を変更すべきであると結論付けています。</p> <p>以上によりまして、「ピタウかり行政書士」(基本問題集・法令編)の 124 ページ問題 23 の「エ」は、「取消訴訟の対象となる」ため、「妥当ではない」とする解説は誤りで、「妥当である」が正解となります。妥当なものは二つとなり、正解は「2」となります。</p> <p>136 ページ問題 29 の「ア」は、処分性が否定されないため、「妥当である」とする解説は誤りで、「妥当でない」が正解となります。妥当なものは二つとなり、正解は「2」となります。</p>	